

# 新たな推進体制について (R3.9.1以降)

デジタル社会推進会議：デジタル庁設置法に基づき、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進及びデジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整を行う。

## デジタル社会推進会議

設置根拠：デジタル庁設置法第14条及び第15条  
 議長：内閣総理大臣  
 副議長：内閣官房長官、デジタル大臣  
 構成員：各府省の大臣等

デジタル社会の形成のための施策を推進

## デジタル社会推進会議幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議議長決定  
 議長：デジタル監  
 構成員：各府省の官房長級

デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に記載された具体的施策の検証・評価等

## 副幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議幹事会決定  
 議長：デジタル庁統括官（戦略・組織担当）  
 構成員：各府省の審議官級

総合的な検討（重点計画等）

## デジタル社会構想会議

設置根拠：デジタル大臣決定  
 構成員：有識者

個別テーマの検討

## データ戦略 推進WG

設置根拠：デジタル社会推進会議  
 議長決定  
 議長：総理大臣補佐官  
 構成員：有識者  
 行政機関職員

## マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤 抜本改善WG

設置根拠：デジタル大臣決定  
 議長：デジタル審議官  
 構成員：有識者  
 行政機関職員

※その他、必要に応じ、随時会議体を設置。

（例えば、港湾や道路交通(ITS)分野については、旧体制下で、有識者や関係省庁からなる会議を開催して施策を推進しており、引き続き開催する方向。）

## ○デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）（抄）

（設置及び所掌事務）

第十四条 デジタル庁に、デジタル社会推進会議(以下この節において「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 デジタル社会の形成のための施策の実施を推進すること。

二 デジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

（組織）

第十五条 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

2 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 副議長は、内閣官房長官及びデジタル大臣をもって充てる。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣

二 内閣官房副長官、デジタル副大臣若しくは関係府省の副大臣、デジタル大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

5 会議に、幹事を置く。

6 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 参照条文②

### ○デジタル社会推進会議令（令和3年政令第193号）

（議長）

第一条 議長は、会務を総理する。

（副議長）

第二条 副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第三条 デジタル社会推進会議の庶務は、デジタル庁に置かれる統括官が処理する。

（デジタル社会推進会議の運営）

第四条 前三条に定めるもののほか、議事の手続その他デジタル社会推進会議の運営に関し必要な事項は、議長がデジタル社会推進会議に諮って定める。